会議録要旨

会 議 名	恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会(部会D) 第2回作業部会
日時・場所	平成24年7月25日(水)市役所4階402会議室
会議参加者	部会員 小山副委員長、鎌倉委員、松尾委員、田中委員 事務局 吉田次長、広中主査、大林主任 傍聴者 なし

開会(司会:吉田次長)

それでは第2回目のD部会を始めます。事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局) 市民委員会での意見交換と前回の作業部会での議論を踏まえ、たたき台を作りました。「情報提供」について、前回の部会で、市が持っている情報を市民に提供するというイメージになるが、市民が持っている情報も出し合って互いに共有するものだという意見がありましたので、「情報の共有」とし、1つにまとめました。

第1項 「市民、議会及び市は、市政に関する情報を相互に提供し、共有する。」

それぞれが保有する情報を提供しあって、共有するということを書きました。

第2項 「市は、情報を適正に管理し、分かりやすく提供する。」

ポイントにも書きましたが、前回の意見交換で、情報が正確ではないということとタイムリーではないという意見がありましたので、「適時に提供する」ということと「正確な情報を提供する」ということを「情報を適正に管理」としました。分かりやすく提供するというのは、他の市でも使っていますが、「市が提供する情報」という点では重要だと思いました。

第3項 「市民は、自ら必要な情報を収集するよう努める。」

市民は、市から提供される情報を受け取るだけでなくて、必要な情報は自ら収集するということが重要という意見がありました。「必要な情報」というのがポイントだと思います。情報の共有については、前回までまとまっていたをそれぞれの3つの項にまとめました。

次に情報公開です。

「市及び議会は、別に条例で定めるところにより、公文書の公開その他の情報公開を行う。」 「別に条例で定めるところにより」と他の条例に委任をする形で、恵庭市情報公開条例に委任を することになります。情報公開条例では、情報公開の実施機関として、市の執行機関のほか議会 も実施機関となっていますので、「市及び議会は」という主語にしています。また、情報公開を行 う義務を書くため、市民を含まない市と議会について書くことにしています。

個人情報保護についても条例の中に含めた方が良いということでしたので、個人情報保護条例の目的規定を要約する形でたたき台を作りました。

「市及び議会は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適切に取り扱わなければならない。」

個人情報の保護なので、「取り扱う」ではなく「取り扱わなければならない」というようにこの 条例ではあまり用いない義務的な言い方にしました。

(委員) 情報公開の個人情報については、別の条例で定めているので、その条例に基づいて取り扱います、ということですね。物足りなさがあり、プラス付加したものが書ければと思います。 内容については、まさにこのとおりということなのですが、この条例で書く意味というも のがもう少し表現できればと思います。

- (委員) 当たり前を書かなくてはいけないのか、ということですね。先日の会議でも話題になったとおり、個人の情報を保護することは重要なのですが、個人情報保護法を錦の御旗にして、出しても良い情報も出さないでいるという傾向があるように思います。それをなんとか出すことのできるよう条例で謳えるのかどうか。この案をみますと、個人の利益を保護するために適正に取り扱わなければならない、という当然のことを書いていますね。
- (司会) 情報公開も個人情報の保護も、別の条例で定めるところによりとして終わらせてしまうのか、あるいはもう少しこの恵庭市まちづくり基本条例のなかで入れておきたいことをいれるのかというお話しだと思いますが、如何でしょうか。
- (委員) 片方でオープンにせよと言い、片方で個人情報保護の下、網をかけよと言っており、その 境目を見極めるのが非常に難しく、悩ましいところですね。個々のケースによって違い、個別 に判断されるところが大きいので、それを条例で列挙することはできませんし。
- (委員) 「別に条例に定めるところにより」と書かなかった場合どうなるでしょうか。何か不都合があるのでしょうか。
- (事務局) 個別の条例がなければ、抜いても大丈夫だと思うのですが、別の条例があり、その条例 に委任しているというのをここでは明らかにしております。
- (委員) 別に定めるところの条例のほうで、適宜適切に情報が開示できるようになれば問題ないということになりますね。
- (委員) 情報の共有のところで、「市は情報を適正に管理し、わかりやすく提供する。」としている のですが、提供と公開の違いというのはあるのでしょうか。一緒にしても良いように思います。
- (事務局) 情報の共有の第2項を「市及び議会」とすると良いのかもしれませんね。
- (委員) そのようにして、情報公開の内容を情報共有の第2項にまとめて書くというのはどうでしょうか。
- (委員) 見出しも「情報の共有・公開」としてまとめるということですね。第2項で「市は適正に情報を管理しなければならない。」で終わっておらず、「分かりやすく提供する」としているので、 それであれば、情報公開を一緒に盛り込んでも大丈夫のように思いますね。
- (事務局) 「情報の共有」の第1項なのですが、「相互に提供して共有する」としています。市にだけ、提供の仕方と情報の適正化について、注文をつけていることになっています。市民には、注文をつける必要は無いという考えです。2項については、市及び議会、あるいは議会及び市としたほうが良いのだろうと思います。
- (委員) 市及び議会となっておりますが、先に市民がついた場合、「市民、議会及び市」となっておりますね。議会と市の並びについて統一してはどうでしょうか。

(事務局) 権利を書くときは市民が先で、市が最後として書き、義務について書くときは、市が最初で市民が最後として書いておりました。並びは統一したほうが良いので、市民、議会及び市はと統一したほうが良いですね。

前回までの議論で、これは盛り込んだほうが良いというのは出ていたでしょうか。色々と出ていた意見で、気になっていたのが、情報がタイムリーでは無い、正確ではないといったものでした。その部分をもう少し強調できるような書き方が出来ればと思ったりしますが、いかがでしょうか。

- (委員) 他の市の条例は、「市民の情報」という項目はないようですね。市民の情報を公開したり共有したりというのは、ないようですが、市民委員会でも、部会でも、市民がもつ情報があるのではないかという意見があったかと思います。
- (事務局) 情報の共有の第1項目は留萌市の条例を参考に書いてみました。市政に関する情報というと市民がもっているかというと疑問に感じています。留萌市は「自治に関する情報」として他市については「まちづくりに関する情報」としています。市政に関する情報で、執行する役所ばかりではなく、市民活動をする人がもっている情報も市政に関する情報となるのではないかと思いました。
- (委員) 市政を広く捉えて考えても良いのではないかとは思います。ただし、一般的に市民がみると「市政に関する情報」というと市の各施策や事業と捉えられるとも限らない。そのように考えると、自治に関する情報などとしたほうが良いのか、どのような言葉が適切か難しいですね。
- (委員) 私はそこに「速やかに」「適切な時期」という言葉を前に入れてはどうかと思いました。
- (委員) 第1項の最初に出てくる「市民」を取り、「市及び議会は、市政に関する情報を提供し、市 民と共有する」とし、第3項を、「市民は、自ら必要な情報を収集し、提供するよう努める」と 「提供」を入れてはどうかと思いました。
- (司会) 「市政」という表現についてということと「市民」を第1項に入れるか、それとも別に記載するのかという二つの点について、議論がなされております。まずは、第1項に「市民」を入れるかどうかということについて、ご意見をお伺いしたいと思います。
- (事務局) 市民を取り、市及び議会と書くと市政に関する情報で合うということですよね。
- (委員) そうです。第1項は、提供するのは市と議会で、その情報を市民と共有すると書くとする とよいのではないかと思います。
- (委員) 第1項で、市と議会が提供する情報を市民が受けるということになりますね。第2項はそのままで、第3項では市民は自ら必要な情報を収集し、提供するよう努める。となるということですね。
- (委員) 市民に対する市政に関しての提供、公開の部分と、そして、市民は情報の提供を受けるし、 提供するというのを、「市民、議会及び市との共有」という言葉で表現してはどうでしょうか。

- (委員) 市民に情報を提供し、市民と共有すると表現することによって、市民も情報の提供をするという意味合いが出てくるということですね。そうすると原案は「相互に」という言葉が入るので共有するということを考えると意味合いがより表現できているので、原案のほうが、良いように思います。そうすると、先ほど鎌倉委員が提案した第3項の「市民が提供し」という部分が必要なくなると思います。
- (委員) 原案は、第1項で情報共有の基本的なことを記載し、第2項で市の役割について、第3項で市民の役割について書いており、分かりやすいように思います。
- (委員) あとは、「市政に関する」という表現が適切かどうかということですね。
- (委員) 市民がもつ情報はすべて市政になるのではないかなと思います。建設的な提案も、苦情も全て市政に関わることだと思います。ということを考えると市政として良いのではないかと思います。
- (事務局) 第2項では、」「市」のみにしておりましたが、議会を加え、「議会及び市」としてよろしかったでしょうか。
- (委員) 議会もそのような役割を担っているのでしょうか。
- (事務局) 議会も情報をもっており、議会だよりなどで情報を発信しております。市と議会を別にして記載しているのは、市長、そして市長と執行機関を含めて市、さらに議会として書くことをイメージしております。他の市で、市長と市長等、そして議会を含めて「市」としているところもありますが、「市長等」の「等」が分かりづらいという意見を踏まえて、別々に記載することにしております。
- (司会) それでは、第1項はこのままで、第2項は「議会及び市」とするということでよろしいで しょうか。
- (事務局) 第3項の「自ら」を記載する位置なのですが、「自ら必要な情報を収集」なのか「必要な 情報を自ら収集」なのかで、トーンが変わるように思うのですが、いかがでしょうか。
- (委員) 記載するところによって、ニュアンスが違いますね。「必要な情報を自ら収集」のほうが良いのではないかと思います。
- (委員) 個々人によって、必要な情報は変わってくると思います。それぞれが必要な情報を収集するのですよとしたほうが良いと思うので、「自ら収集」というほうが良いと思います。
- (委員) 人の受け止め方によって違うと思うのですが、「市民は、自ら・・・」とすると「自ら」が強調され、自らするというメッセージが強く伝わるように思います。一方「市民は、必要な情報を自ら・・・」とすると「自ら」という部分がニュアンス弱くなるのではないでしょうか。
- (委員) 市民の立場からすると「必要な情報」って何だろうと思います。
- (委員) ここで大切なのは、情報の共有ですよね。そのように考えると「必要な情報」を

前に記述したほうが良いのかなと思います。

(司会) それでは、第3項は「自ら」を後にもってくるということでよろしいでしょうか。

- (事務局) それでは、現時点での条項案を確認します。「第1項 市民、議会及び市は、市政に関する情報を相互に提供し、共有する。」「第2項 議会及び市は、情報を適正に管理し、わかりやすく提供する。」「第3項 市民は、必要な情報を自ら収集するように努める。」ですます調にする場合は、語尾だけ変更して大丈夫な文章だと思います。
- (司会) 次に情報公開について意見をお伺いしたいと思います。先ほどの説明では、「別の条例で定めるところにより」というのは、別の条例がありますよということを強調する意味合いもあるということですが、書きぶりなども含めて意見をお願いいたします。
- (委員) まちづくり条例に改めてこのように謳うということは、情報公開は別に条例が定められていますよという再確認と同時に市民に知らせるということで、納得いたしました。
- (委員) これから条例を定めるとすると読み取ってしまう方はいないでしょうか。定めているということを強調する必要はないでしょうか。
- (事務局) 例えば、「恵庭市情報公開条例に定めるところにより」と明記するということですね。そのように記載している市もありますね。
- (委員) 別に定めるところによりというと、通常は、すでに条例が定まっていると考えると思いますが、確かに、これから条例を定めることになるのだろうかと捉える方もいるかと思います。はっきりと明記したほうが、その条例についても知らせることにもなりますね。
- (事務局) 芦別市では、「芦別市情報公開条例で定めるところにより」としていますね。
- (委員) 具体的に入れたほうが、もう定まっているということがわかり良いですね。
- (司会) それでは、「別に条例に定めるところにより」とするのではなく、条例名を明記するという ことで、よろしいでしょうか。また、個人情報の保護も同様に条例名を明記するということで異 存はないでしょうか。
- 一同賛同。
- (司会) 次に個人情報の保護について、意見をお伺いいたします。
- (委員) この条文の書き出しも、「議会及び市は」となりますね。
- (事務局) そのようになります。
- (委員) 個人情報の保護のほうでは、「個人の権利利益を保護するため」と目的を明記しているので すね。情報公開には、目的は書かれていないことになりますね。芦別市は、「市民の知る権利を 保障するため」と書かれています。

- (事務局) 確かに、委員会でも目的を書いているほうがよりわかりやすいとの意見が出ていました。 恵庭市情報公開条例第1条に「この条例は、公文書が市民の共有の財産であり、この公開を求めるものの市政に対する知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する理解と信頼を深め、市政参加の一層の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した市民本位の開かれた市政の発展に寄与することを目的とるす。」と非常に長い文で書かれております。ポイントとしては、「市政に対する知る権利の保障」市政諸活動の説明責任の全う」この二点にあるかと思います。
- (委員) 情報公開の条文に目的を明記すると個人情報の保護の条文とのバランスも取れて、すっき りするので良いですね。
- (事務局) 「市政に対する知る権利を保障するため」と入れましょうか。
- (委員) 横山委員長の委員長メモに、市民に対する説明責任は必要だが、どの程度盛り込むかは議論をする必要があると書いてあります。
- (委員) ここの部分で説明責任について謳わないと他の項目で謳うところはないということになるでしょうか。
- (事務局) 責任なので、市長の責務などに盛り込むことは可能性としてはあります。先日の意見交換の時には、市長だけに説明責任があるので、総合的にここで盛り込んだほうが良いのでは、という意見がありました。最後に説明責任についてはどうしましょうかとなったのですが、充分に議論をしないまま終わってしまったように思います。
- (司会) 現在の議論としては、情報公開の条文のなかで、「市政に対する知る権利を保障するため」 という目的を盛り込むということと、さらに「市民に対する説明責任」を盛り込むかどうかとい うことですが、いかがでしょうか。
- (委員) 「知る権利」と「説明責任」ということですね。
- (委員) 他の市では、市民にわかりやすく説明しなければならないという書き方をしていますね。
- (委員) 市民の知る権利を保障し、説明責任を全うするため、情報公開条例に定めるところにより、公文書の公開その他の情報公開を行うというようになるかと思います。情報公開条例では、公文書の公開ということになっておりますので、説明責任というのが、文書での説明と捉われることはないでしょうか。
- (事務局) 説明責任という文言は必要なのでしょうか。例えば、情報共有のところで書いた、議会 及び市は情報を提供し、わかりやすく提供するというのは説明責任を言っていることにならない でしょうか。
- (委員) わかりやすく提供し、説明する責務があるというのはどうでしょうか。
- (委員) わかりやすくというのが非常にあいまいな感じがします。情報によっては、理解をするために行政の知識が必要であったりとし、わかりやすくというには、ギャップがあるものもありま

す。

- (事務局) 現実的に分かりやすくなっていない場合もあるかもしれませんが、提供する側の姿勢を言っているのだと思います。他の市で、わかりやすい形で提供するとしているところがあったように思いますが、わかりやすい形としてしまうと、出来合いのものがわかりやすい形になっていなければならないという前提になっているかと思います。わかりやすく提供するとすると、行政の専門用語などは極力使わず、説明しようという、そのような姿勢をもちなさいというメッセージだと思います。
- (委員) 市から提供する情報の中で、「突合(とつごう)」という言葉がありました。NHKなどでは、突き合わせるとしていました。このように、なかなか一般的には理解ができない言葉を分かりやすく説明するということは大切だと思いました。
- (司会) 情報共有の第2項に書かれている「情報を分かりやすく提供する」というのが、説明責任 に値するのではないかという議論でしたが、如何でしょうか。
- (委員) わかりやすく提供するというのと説明責任というのは同じでしょうか。
- (事務局) 説明責任という言葉を使う必要があるかどうかということだと思います。必要な情報をきちんと伝えるということだと思うのですが、説明責任を果たさなければならないという書き方をするのかどうかということだと思います。
- (事務局) 「分かりやすく提供する」とのみ書いてありますが、文面からは、説明責任を果たすためにわかりやすく提供するという気持ちが込められているように思います。
- (委員) 北見市なども「説明責任」と項目の見出しには書いておいて、条文には、説明責任という 言葉は使わないで、「市政に関する事項を市民に分かりやすく説明するものとする」としていま すね。見出しで明記するのか、条文で明記するのかということになるのかもしれないですね。
- (委員) 今の恵庭市の情報は、強く依頼をしないと出てこないのであれば「説明責任」というのを 条文に入れる必要があると思いますし、「わかりやすく提供する」というだけで、素直に情報が 出てくるのであれば、明記しなくて良いのではないでしょうか。
- (委員) 北見市のように見出しに「説明責任」と書くのがわかりやすくて良いですね。
- (委員) そうですね。見出しをつけてというのがわかりやすいように思います。
- (事務局) 北見市の説明責任の条文に「議会及び市長等は、市政に関する必要な情報を作成し、市 民に提供するよう努めるものとする。」というのがありますが、こちらは、非常にぼやけた感じ がします。説明責任として、市政に関する事項を市民に分かりやすく説明するとするのであれば、 この条項は必要ないのではないかと思います。
- (委員) 北見市の「必要な」としているのが曲者のように思いす。行政側が必要無いと思ったとしてしまえば、それで終わってしまうように思います。
- (委員) この「情報を作成し」となっているのも違和感がありますね。情報を作成するのではなく

て、出来上がっている情報を提供すればよいのですよね。

(事務局) 提供と説明と同じように思っていたのですが、違うのでしょうか。

- (委員) 提供は、広報誌やホームページなどといった形になっているものを対象としているように 思います。
- (事務局) 函館市は、「市は、広報誌、ホームページなどの多様な手段による情報の提供に努めます。」 としていますね。
- (委員) 提供媒体まで、具体的に謳っているのですね。
- (事務局) 情報の種類によって、様々な方法があるのかと思います。全戸配布であったり、町内会の回覧板であったりとか提供手段も多岐に渡りますが、全ての情報を同じような提供方法でというのは、出来ないのだと思います。情報の内容の重要度や対象範囲によって、一番適切な方法を使えば良いのだろうと思います。
- (委員) 一番の方法というのを誰が判断するのでしょうか。例えば、市長の記者発表で終わらせて しまう情報などもあるかと思いますが、最近の家庭で、新聞を定期購読しているところがどれだ けあるのでしょうか。あらゆる手段を使ってということを明記するのが必要なのではないかと思 います。
- (事務局) そのことについて、たたき台を作成する時にも、多様な手段で情報提供をするというようなことを考えたのですが、一番大切なのは、情報を届けたい人にきちんと届ことであり、マルチチャンネルで出すということだけではないだろうなと思いました。そうなった時、書きぶりがあいまいになり、抜いてしまったというのがあります。
- (委員) そのために、函館市のようにしっかりと謳うのか、市民にわかりやすい方法で提供するに 留めることで、当然そのために市はどうするのかということがわかるのかということですね。 情報の共有の第2項は、説明責任も含めるという思いを込めて書かれているということですね。 説明責任というのは、分かりやすく提供することだけではなく、分かりやすいか分かりにくいか は別として、市民に説明しなければならないことについては、きちんと説明するということも含 まれていますよね。
- (事務局) 届くかどうかは別にして、言うべきことは言うというということだと思うのですが、そのような意味は、説明責任には、あると思います。
- (委員) そのようなことであれば、「情報を適正に管理し、分かりやすく提供する」だけでは、説明 責任という思いは伝わりにくいのかなと思います。
 - 北見市のように見出しに説明責任として、市民に分かりやすく説明するものとするという風にしては如何でしょうか。
- (事務局) そのような書き方もあるかと思います。そうなると、分かりやすくというのが重なって しまうので、情報共有のほうは分かりやすくというのをとってしまうか、又は違う言葉を使うか ということになるかと思います。

(委員) 情報の共有の第2項の「分かりやすく」を「積極的」に提供するというのは如何でしょう
か。
(委員) 積極的という言葉を使うとまたニュアンスが違ってくるように思いますね。積極的に説明
するというと、説明をしてほしくないのに、色々と言ってくるというへそ曲がりな受け止め方で
きてしまいますね。
(事務局) そうなると提供は「積極的」であり、説明は「分かりやすく」ということになりますね。
一同賛同。
(事務局) 情報の共有の後に、説明責任について書くということですね。説明責任の書きぶりなの
ですが、「議会及び市は、市政に関する情報を市民にわかりやすく説明する」ということでよろ
しいでしょうか。
│ │(委員) 先ほどもお話ししたとおり、情報の共有の第3項の必要な情報の「必要」が気にかかって
います。フィルターにかかってしまうように思います。
V.C.V., VIVV ICH IS COCCOCCOCCOCC
 (事務局) 必要が無いほうが良いということですね。
(事物向) 必安が無いはフが良いにいうことでする。
一同賛同。
(司会) 情報公開については、個人情報の保護と揃える形で「市民の知る権利を保障するために」
という目的を入れるということで、よろしかったでしょうか。
一同賛同。
(委員) 今後、市民委員会でも文言等について揉まれることになるかと思います。
(委員) 自分たちは良いとは思っても、それはあるかと思います。